

男女共同参画推進センターにおける無線 LAN サービスの利用規約

第 1 条（サービスの定義）

- 1 男女共同参画推進センターにおける無線 LAN サービスとは、施設の利用にあたって申請の必要がないフリースペース等の場所で、無線 LAN を利用してインターネットが利用できるようにするサービスです（以下「サービス」といいます）。
- 2 サービスの利用料金は無料です。

第 2 条（サービスが利用できる条件）

サービスが利用できるのは 18 歳以上の個人で、この規約に同意していただける方です。18 歳未満の場合は保護者の同伴と同意があれば利用できます。

第 3 条（サービスが利用できる時間と場所）

- 1 サービスが利用できる時間は開館日の午前 9 時から午後 9 時までです。なお、通信回線又は装置に起因する事情によりサービスが実施できないときはサービスを中断することがあります。
- 2 サービスが利用できる場所は館内に限ります。

第 4 条（サービス利用上の注意）

- 1 サービスは男女共同参画の推進に関する活動など、施設の使用目的の範囲でご利用ください。
- 2 無線 LAN に接続しインターネットを利用するための機器及びソフトウェアは利用者が用意してください。
- 3 利用者の機器に必要な設定は利用者ご自身で行ってください。機器によってはサービスを利用できない場合もありますが、個別の対応はできません。
- 4 このサービスのネットワークはセキュリティで保護していないため、送信内容を他人に知られる場合があります。個人情報など重要な情報は送信しないようご注意ください。
また、コンピュータにネットワークで共有するフォルダを作成している場合、他人がそのフォルダを操作できる場合があるためご注意ください。
- 5 このサービスの利用料金は無料ですが、インターネット上で有料サービスをご利用になった場合、その費用は利用者が負担しなければなりません。
- 6 サービスの利用に伴い何らかの損害や紛争が発生しても、施設の管理者は一切の責任を負いません。

第 5 条（禁止事項）

- 1 次の行為は禁止します。
 - (1) サービスの無断利用。
 - (2) 違法・有害サイトの閲覧等、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある行為。
 - (3) 他者のプライバシーや権利を侵害する行為、他者を誹謗中傷する行為、その他、他者に損害を与えたり迷惑をかけたりの行為。
 - (4) その他法令に違反する行為、及び施設の利用制限事項に抵触する行為。
- 2 利用者が禁止事項を行った結果何らかの損害が生じた場合、その行為を行った利用者がすべての法的責任を負うものとします。

第 6 条（サービスの利用方法）

施設の職員に申し出て許可を得るとともに、所定の利用簿に記入してください。